

(議事録)

土屋会長 ただいまより令和4年度第2回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の出席委員の状況について報告をお願いします。

賃金室長補佐 報告します。公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名。合計15名です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。
 なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

賃金室長補佐 傍聴者は5名です。

土屋会長 ありがとうございます。
 では、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益委員は私が、労働者委員は柿沼委員、使用者委員は廣澤委員にお願いしたいと思います。
 続いて、配布資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長 資料目次に沿ってご説明します。
 資料No.1が「公示に基づく関係労使の意見書」で、1-1 埼玉県労働組合連合会、1-2 生協労連 コープネットグループ労働組合、1-3 埼玉県医療介護労働組合連合会、1-4 全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部の計4団体から意見書が出されています。
 続きまして、資料No.2が「要請文」で、2-1 埼玉弁護士会、2-2 埼玉県労働組合連合会から要請文が出されています。
 続きまして、資料No.3が「特定最低賃金の改正決定の申出状況」で、各特定最低賃金に対し、改正決定の申出がなされています。
 資料No.4、5、6が中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の資料で、第2回、第3回、第4回をそれぞれ添付しています。
 不足のある方は申し出てください。

土屋会長 それでは、議事に入ります。議題1は、公示に基づく関係労使の意見陳述です。事務局から配布資料と意見陳述の希望の確認結果について説明してください。

賃金室長

ご説明いたします。7月1日から22日にかけて最低賃金の改正決定にかかる関係労使の意見聴取について公示を行ったところ、労働者側から4件の意見書の提出がありました。このうち労働者側3団体の意見陳述をお願いしております。

土屋会長

意見陳述を許可します。陳述時間は1団体10分以内でお願いします。その後、質問をさせていただき、ご意見を伺いたいと思います。ではまず、埼玉県労働組合連合会様、お願いします。

埼玉労連

私は埼玉県労働組合連合会で幹事をしています。

意見のご報告の前に、本日現在、中央最低賃金審議会からの目安金額が示されていません。これからこういった目安が示されるかわかりませんが、逆にこういう時だからこそ、目安にとらわれず地方最低賃金審議会ではきちんと現状を聞いたうえで、しっかりと引き上げ額を議論をしていただきたいと思います。

主張したいことは大きく3つです。

まずは、最低賃金額を大幅に引き上げることです。

すでに政労使合意の「全国平均1,000円をめざす」確認から10年以上が経過したことからも、現行の最低賃金額を大幅に引き上げることが求めます。

経済財政運営と改革の基本方針2022では、「人への投資」として働く人への分配の強化を打ち出し、その具体化として、最低賃金の引き上げを重要な政策と位置づけています。そして、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、引上げに取り組む」としています。しかしながら、今まだ全国加重平均は930円です。埼玉でも956円ということで最低賃金は1,000円に届いていません。

また、今年は物価が急激に高騰しており、非正規労働者の方々の生活は大変規模しい状況です。埼玉県の最低賃金が956円として、仮に年間の労働時間を173.8時間と考えても月々の収入はわずか16万円代であると。ここから社会保険料等が控除されるとおそらく手取りは13万円程度となります。実際、埼玉県で月13万円代で生活がしているのかということを考えていただきたい。

この間、私たちもいろいろな調査資料を出させていただいておりますが、埼玉県で少なくとも普通に生活していこうと思ったら、手取り収入は19万円はないと社会人として健康で文化的な生活はできません。そういった観点からも、やはり最低賃金は早期に時給1,000円に引き上げていくことが必要です。

埼玉県の状況ですが、埼玉県労働組合連合会（埼玉労連）が2022年4

月に 4,080 件を調査した埼玉県内の民間募集時給調査では、全産業の平均の時給は 1,126 円です。1,000 円以上の時給で募集しているものが 3,000 件を超えています。埼玉県でパート・アルバイトを雇おうと思ったら、時給 1,000 円出さないと人は来ないんです。お隣東京は今 1,041 円ですが、これより低いと逆に東京へ人が流れて行ってしまいます。こういったことから早急に時給 1,000 円を超していただきたいです。

また、特に東京都との最低賃金の格差が問題であると考えています。同じ仕事をして 1 か月で 15,000 円も収入が違って来る。これだけの差があると、たとえ交通費が出なかったとしても東京都へ働きにいらってしまうと。さらに、最低賃金について、よく中央最低賃金審議会で、「中小企業の支払い能力」を問題としていますが、より低い金額で募集をしているのは大手のほうなんです。大企業、広域展開している企業のほうが金を支払っていないと考えています。中小企業のほうががんばっていて、募集時給は広域展開チェーン店の募集時給額を上回っています。大手は、地域ごとの最低賃金をクリアしていればよいと考えて募集しているという傾向が見られます。資料をご覧いただきたいのですが、大手で代表的なところをいうと、飲食業界では、ガスト、マクドナルドなどは最低賃金により近いところで募集をしています。

こういったことから、中小企業の支払い能力だけでなく、憲法 25 条の生存権についてもよく考えて、議論をしていただきたいと考えています。

併せてコロナ禍にあって、中小企業の経営が大変厳しい状況であることは我々も承知しています。そういう観点からいうと、中小企業への支援施策が重要であると考えています。国として最低賃金の引き上げに伴う賃金改善への具体的支援を行うことを前提として、最低賃金を大幅に引き上げていただきたい。また、埼玉の審議会としても、中央の審議会に対してそうした中小企業支援策を要望していただきたいと思います。

中小企業は日本の 90%以上を占めていますので、ここが元気になっていかないといけない。経済施策の観点からも中小企業支援をしっかりと行っていただきたいです。

最後に、審議会の運営について要望します。だいぶ公開される審議会も増えましたが、埼玉県最低賃金専門部会是非公開とされています。これでは、結果的にどういった議論がなされて結論が得られたのか分からないんです。最低賃金が改定されても納得感が得られません。議事をすべて公開してほしいです。

また、最低賃金審議会委員が来年度任期替えとなりますが、任命に当たっては公正な審査をお願いします。

このあと私たちの関係団体が意見を述べますが、お聞きいただき、公正な答申を出していただきたいです。以上です。

土屋会長 ありがとうございます。委員の皆さんから質問等ございましたら、
お願いします。

柿沼委員 はい。

土屋会長 柿沼委員、どうぞ。

柿沼委員 意見、ご説明、ありがとうございます。私からは1点です。埼玉
連さんがお調べになられた、健康で文化的な最低限度の生活のために
19万円が必要であるという調査について、どういった方法で調査をさ
されたのか、もう少し詳しくお聞きしたいのですが。

埼玉連 私が提出させていただいた資料の一番最後のページをご覧ください。
一番左が 2016 年の数字です。加盟していただいている組織の皆さん
に、持ち物調査と生活実態調査を行いました。1,200 件ぐらい調査し
ましたが、そのうち 800 件ぐらいを集計しました。それぞれの生活様
式や持ち物を調べましたが、生計費について、マーケットバスケット
方式で、金額を積みあげていって、19万円になりました。基本的に大
学の教授にお願いして分析したものです。2016 年で住宅費が 52,500
円ですが、これでも結構さいたま市で住居を探すのは大変です。実際
はもう少しかかるのではないのでしょうか。

中には電化製品とか、買ってしばらく使うものがありますが、耐用
年数から月額換算しています。必ず毎月この金額がかかるというもの
ではありませんが、故障したときの買い替えも見込んで換算していま
す。これらから最低必要な年収を見ると 2,902,548 円。けして高い年
収ではないと考えています。

皆さんに聞くと、だいたい一般的に 300 万円ないと生活していけな
いとおっしゃいます。そこにかかなり近い数字ということで、的は外れ
ていないと思います。

柿沼委員 ありがとうございます。

土屋会長 他にはいかがですか。
ご意見ありがとうございました。
では生協労連コープネットグループ労働組合様、お願いします。

生協労連 私は生協労連コープネットグループ労働組合で執行委員をしていま
す。労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく
委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の埼玉地方最低賃金

額の改正につきまして、生協職場の仲間を代表して、意見を述べさせていただきます。

2022年最低賃金改正にあたって。新型コロナウイルス感染拡大の下で埼玉県最低賃金引き上げ額は、2020年は2円の引き上げ、2021年は28円引き上げで、最低賃金は956円となりました。最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的にしていますが、届かない状況であると理解しています。

コロナ禍での非正規の生活は、より厳しく、マスクの購入などの負担は現在も続いています。5月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が2020年を100として、101.6となり、去年の同じ月を2.1%上回って、9か月連続で上昇しています。上昇率は、消費税率引き上げの影響を除けば13年7か月ぶりに2%を超えた4月に続き、2か月連続で2%を越えています。非常に厳しい状況です。

ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁、原材料価格の高騰により、エネルギー、食料品の価格が大きく上昇しています。それが私たちの暮らしを圧迫しています。エネルギー、電気・ガス・ガソリンなど、特に食料品は生活必需品であり、高い頻度で購入する品目です。様々な物の価格が上昇していることから、私たちは支出を抑える対応を余儀なくされ、大変苦勞しています。

例えば、200円のパンが食べたくても100円のパンを購入する。スーパーへの買い物は値下げの時間帯に行くなどの工夫をしているという声が出ています。ぜいたく品や購入頻度が低いものであれば、価格上昇率が高い間その購入を控えれば、物価高の影響から逃れることはできますが、生活必需品の購入を控えることは困難です。現状では、商品価格が値上げされても値上げに見合う賃金の改定はされません。

非正規雇用者にとって最低賃金の額がいくら上がるかは死活問題です。一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ最低生計費試算調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく1,400円～1,500円という結果が出ています。つまり、埼玉県の最低賃金956円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが報告されています。

つぎに、「全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立」です。

埼玉県内では、コロナ禍が長引き、医療・介護・保育・福祉関連の経営が悪化し労働者の心身は疲弊しています。私たち生協の職場でもエッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染のリスクと隣り合わせのなか働いています。心身ともに疲弊していることはどの仕事に就いていても同じ状況です。また、職を失うことの不安感や住み慣れた土地で働くことを望む声もあります。

コロナ感染拡大で、失業が増えた時期には、生協関連子会社の採用も進みました。しかし、現在は生協の職場で働いた収入だけでは生活基盤を支えるだけの収入には遠いため、転職を考える人も多く職場は欠員状態となっています。非正規労働者への転職を希望する理由の聞き取りでは、「同じ職種で時給の比較をすると埼玉県内で働くより、東京都内で働いたほうが良い」と回答されています。他には、将来の生活の不安があるため、収入を増やして貯金をしたいという内容もありました。

非正規の中には、ダブルワークという形で生活費の補填をしている人も多くいます。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。また、非正規雇用の多くは女性です。非正規で働く女性のうち「世帯主の配偶者」は58.8%、自身が世帯主や単身者は19.4%と報告されています。

かつて、非正規女性の収入は家計補助とされてきましたが、正規の賃金水準が上がらないなか、家計にとってなくてはならない収入となっています。最低賃金が上がらなければ賃金が上がらないという関係にもなっています。どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一価値労働同一賃金を実現させ、いまのような地域間格差を解消し全国一律制の最低賃金制度にすることが必要です。

3つ目にですが、中小企業は、最低賃金の引き上げについて、国民の消費購買力の向上、内需拡大、地域経済の活性化の点から重要な課題としています。しかし、大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減や取引の適正化を進め、下請け事業者等の中小企業が人件費上昇分を取引価格に円滑に転嫁できる状況にしなければ、コロナ禍で経営が厳しい中では、事業継続がさらに困難になるとしています。

経済が困難だからこそ最低賃金を上げるべきとの声に対し「支払能力」の問題があります。中小企業の要望に「経済危機の時の引き上げ額は低水準に」という主張があります。この「支払能力」を中小企業の企業努力にだけ求める政策を転換する必要があります。

中小企業に対し賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算額は全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保証」では、労働者のみならず中小企業への支援も厚くすべきです。経済を回復していくためにも、個人消費を促進していく政策の導入が早期に必要です。これは人口流出の問題でもあると思っています。

最後に、コロナ禍による世界経済の低迷と生産性の減少、ロシアのウクライナ侵攻による経済制裁、原材料価格の高騰など世界経済が混迷を深めています。そうした中でもアメリカの政府雇用職員の時給は、2,025円となり、ドイツでは10月から最低賃金を1,683円に引き上げ

ると法案を可決しました。イギリス、フランス、ベルギーなども 1,600 円台になっています。

非正規労働者の一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。コロナ感染症拡大や物価の高騰による生活必需品の値上がりは、低所得者層の生活に大きな影響を及ぼしています。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題です。埼玉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとられることなく、大幅に上げる審議をお願いします。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金がいち早く 1,000 円となることで、早期に全国加重平均 1,000 円を実現していただくようお願いいたします。

土屋会長 ありがとうございます。皆さんから質問等がありますか。

近藤委員 はい。

土屋会長 近藤委員、どうぞ。

近藤委員 ありがとうございます。2 点教えてください。一つ目に、マスクの購入負担が続いているとのことですが、会社と交渉する中で、会社の反応はどうでしょうか。二つ目に、生協さんもそうだと思いますが、商品への価格転嫁は進んでいると思いますか。

生協労連 一時期は、不織布マスクをするよう職場で指示されているものの、なかなか手に入らない状況がありました。マスクについては労使協議をして、1 日 1 枚支給されることになりました。ですが、私たちの職場では物流とか業務によっては汗をかきますので、実際は 1 日 3 枚くらい使うことがあります。1 日 1 枚ではとても間に合いません。毎日 1 万 9 千人の職員に配るのだから大変で、会社にも痛みはあると思うのですが。

二つ目の価格転嫁についてですが、価格を据え置いて、グラム数を変更するということがあると思います。そういう努力で価格を据え置いています。商品カタログに原材料高騰のため、とか、グラム数を変更すると載せているものがあります。生活している中では、必要な分量というものがありますので、結果的には物の値段が高騰していると感じています。

二階堂委員 はい。

土屋部会長 二階堂委員、どうぞ。

二階堂委員 ご説明ありがとうございました。東京と埼玉の額差というものについて、今、このようなコロナの状況で仕事を辞められる方も多いのではないかと思います。労働者の募集をしても人が集まらないというようなことはありますか。東京のほうにいつてしまっ、埼玉ではなかなか採用しづらいつか。影響を教えてください。

生協労連 はい。応募はあるのですが、少し働いていただいたところで、東京のほうの時給がいいといつて辞められることがあります。今はスマホを使つて無料で仕事を探せるようになったため、まず、時給から仕事を選ぶ人が増えているのではないかと思います。退職理由に、少しでも時給の高いところに移りたいと書かれています。せつかく採用した労働者が結局退職してしまいつ、コロナもあつて休む人もおり、職場がけつこう困っています。

二階堂委員 ありがとうございます。

土屋会長 ありがとうございます。では、次に埼玉県医療介護労働組合連合会様、お願いいたします。

医労連 埼玉県医療介護労働組合連合会の意見を述べさせていただきます。私たちが一番訴えたいのは、最低賃金もそうですが、医師を除けば、そもそも我々医療従事者の賃金実態はとても低いということです。資料にありますように、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は11万円以上も低く、全産業平均に比べても月額で7万円以上も低くなっています。また、我々の調査によると、賃金実態に地域間の格差があります。医療機関は、全国一律の公定価格、診療報酬、介護報酬が主な収入源です。私たちは、同じ免許、同じ資格で働いているのですから、賃金も同じ水準にしていきたいです。特にコロナ禍で、感染分野というところで働く方々が、感染のリスクがあるいわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれている方々は、一般の人以上に感染に気を付けなければなりません。家族に会えないなど、ある程度家庭生活を制限せざるを得ない生活を送っている人も多く、医療従事者は、大変な、ある種想像しがたいストレスを抱えて勤務しています。そういうわけで、賃金を引き上げてほしいと。そうした中で政府は一部、看護師への処遇改善、いわゆる加算という制度を始めました。ただこれに対する金額が、一人当たり8万とかしっかりとされているのですが、実際には働いている労働者、常勤換算で出されていますので、当然労働者の数よりはるかに少なくなる。

これを経営者の裁量で分配したとしても追いつかない。私たちの調査では、制度が一時金や賃上げにつながっているのかというと、残念ながらそうではない現状があります。

今年の春闘では基本給が定期昇給込みで5,026円上がりました。

昨年よりはましですが、その程度です。一番問題なのは、処遇改善の部分がベアに反映されているのか、なかなか伝わってなくて。

介護職員についても、前よりは改善していますが、平均で6,000円程度です。介護以外だと4,000円程度です。処遇改善は直接賃金につながっていないと我々は分析しています。

経営的には、要するにコロナ対応の病院であれば、例えば一つの病院でコロナ対応病床に転換すると、だいたい10床から15床なのですが、そうするとその病床は開けなきゃなくなるわけで、入院患者が少なくなる。そこで、様々な助成金が支払われて経営的にはそれでどうにかなるわけですが、それが労働者に還元されているわけではないんです。経営的にはとんとんですが。

いかに労働者に還元してもらえるかという視点が重要です。

我々は、今回の最低賃金が大きな指標だと考えます。特に首都圏下、莫大な感染拡大のなかで、医療はひっ迫し、それどころか崩壊しています。この状況を乗り越えるには、しっかりした保障で人材確保をしていくことが重要です。本当に介護職は厳しいです。よくて半分、多いところは7割くらいがパートですが、その実態を考えればこれだけの低い賃金でこれだけの過酷な労働をさせるということは。

さらにこの感染拡大を考えると。我々としてはただ賃金を上げればよいと思っているわけではなく、人材確保を政策として考えていくべきであり、処遇改善のポイントが最低賃金だと思っており、上げていただきたいと考えています。埼玉の審議会の皆様には、前向きな審議をしていただいて最低賃金をあげてもらいたいです。

国民の命を守る仕事をしている医療従事者には、それにふさわしい賃金水準が支払われるべきだと我々は考えています。

また、国立病院は人事院勧告通り一律に一時金が減らされています。そういう時には民間が給与を上げにくいわけで、だからこそ我々は切実な要求として、重ねて賃金引き上げをお願いしたいです。

土屋会長 ありがとうございます。皆さんから質問等がありますか。

柿沼委員 はい。

土屋会長 柿沼委員、どうぞ。

柿沼委員 ご説明ありがとうございます。看護職の人材が不足しているという

ことですが、埼玉県内で募集をする際の賃金はどのくらいでしょうか。

医労連

本日は詳しいものは持参していません。看護師の処遇改善加算は基本給でなく手当で支払われているものが多いんです。だからこういった形で求人を出しているかによって、賃金を比較するのは難しいです。

でも、それでもなかなか人が来ないと。処遇改善の効果が上がってない。

柿沼委員

ありがとうございます。

近藤委員

埼玉県は人口当たりの看護師が全国で最も少ないといわれていますが、東京との最低賃金の差はその原因であるという実感はありますか。

医労連

特に川口や所沢ではそうだと思います。無理をしているところもあると聞いています。

土屋会長

他にはありますか。

菊地委員

国立と民間の給与の違いについてお聞きしたいです。

医労連

国立病院に勤務すると身分が公務員なので、退職金など有利なところがあります。また、看護師の給与は夜勤手当を含んで表示されていることもあり、月給が多いように見えているだけ、ということもあります。一般の方々が数字を見ただけではわかりにくいと思います。

土屋会長

ありがとうございました。

医労連

ありがとうございました。

土屋会長

では、陳述されなかったご意見等について、事務局で読み上げてください。

賃金室長補佐

全労連・全国一般労働組合 埼玉地方本部から「2022年度最低賃金改定にあたっての意見書」が提出されています。読み上げます。

労働者と県民の生活改善のため、ご尽力されている貴会に対し敬意を表します。

7月1日、令和4年(2022年)埼玉地方最低賃金審議会が開催され、貴会に対し諮問されました。これを受けて、近々、貴会から答申がなされるものと承知しております。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻やコロナ感染症拡大などの影響に

より、物価が高騰し県民生活は極めて深刻な情勢の下での審議となります。そのために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金への最低賃金法改正は急務となっています。是非、埼玉地方最低賃金審議会委員におかれましては審議と議論を尽くして下さることを強く要請致します。

1. 賃金・可処分所得減少、物価高の二重苦

25年以上にわたり、労働者の実質賃金が下がり続けていること、そして可処分所得はこの20年間で11%も低下しています（総務省調査）。可処分所得の減少は、賃金がほとんど上がらないことと併せ、消費税増税や社会保険料の連続的な引き上げにより、実質的な賃金が減っていることが要因です。さらに、2年以上にわたるコロナ禍、そして昨年からの物価の上昇により、労働者と国民生活は困難を極めています。特に、最賃近傍の非正規労働者、年金減少による高齢者の生活に深刻な影響が出ています。

特に、消費者物価は生活に欠かせない基礎的支出が前年同月比4.7%（2020年5月）も上昇し、ガソリン価格は2年間で約40%も高騰しています。この基礎的支出や光熱費、エネルギーの高騰は最低賃金近傍で働く非正規労働者にとって深刻です。コロナ禍で雇い止めやシフト勤務カットなど、非正規労働者、特に非正規の女性労働者はコロナ禍で厳しい生活を強いられました。二重苦どころか、三重にも苦しめられています。

2021年度の埼玉県の最低賃金引上額は28円でしたが、2020年度は2円の引き上げと低額になったことから、この2年で年平均15円しか上がらなかったこととなります。政府目標の3%にも遠く及びません。物価高騰の中で、今年度については大幅に最低賃金を引き上げる答申を示すことが求められます。

2. ジェンダー平等実現と女性の貧困を減らす

多様な業種で働く労働者が結集する私たち全労連・全国一般埼玉地本では、コロナ禍で、最も大きな負担を強いられたのは、商業サービスなどで働く女性労働者です。全国一般に加盟するリユース事業や自治体委託で働くパート労働者の多くは、最低賃金が上がらないと賃金が上がりません。この最賃近傍で働くパート労働者は、家計を支える働き手になっています。

単身女性の貧困が大きな問題となっていますが、配偶者がいても妻の収入がなくては生活が成り立たない家庭が増えています。いわゆる「女性非正規＝家計補助」理論は誤りであることが明確になっています。和光大学・竹信三恵子名誉教授の報告によれば、「妻の収入が世帯収入に占める割合」は、世帯収入500万円未満で正規労働者で74.6%、非正規で37.6%となっています（「コロナウィルスと雇用・暮らしに関するNHK・JLPT共同調査」）。この調査では、妻の収入が家計収入

の4割以上を占めていて、妻の収入無しには生活できないことを明らかにしています。家計収入に占める妻の収入割合が高いことは、出生率に大きな影響を与えています。

女性労働者の社会的役割が重視されていますが、女性のうち非正規労働者の割合は約58%と多数を占めていて、女性の貧困の改善とともに、ジェンダー平等社会の実現の第一歩は最低賃金を大幅に引き上げることです。最低賃金の大幅引き上げこそ、男女格差の是正と女性の権利を守ることに繋がると確信します。

3. 最低賃金問題と中小企業支援は一体で

閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(実行計画)では、「安価な労働力供給に依存して」生産性を高めてきたことや、「可処分所得の伸びが十分でない」事を指摘しています。その上で、賃上げ税制の活用を掲げていますが、利益がでている大企業や中小企業は恩恵があっても、多数を占める利益の出ない中小企業にとっては意味がある税制とは考えられません。

中小企業への調査で明らかのように、赤字であっても支払う必要のある消費税や社会保険料の企業負担分が重荷であることから、消費税減税や社会保険料の企業負担の軽減こそが有効な方法であると考えます。

また、「最低賃金を上げると雇用が減る(失業が増える)」という経済学者の主張に対して、昨年のノーベル経済学賞でDavid Card氏など3氏が受賞した労働経済学で、「最低賃金引き上げは雇用減に影響がなく、むしろ雇用安定につながる」という研究結果が明らかになっています。日本でも同様の研究結果が報告されています。

最低賃金の大幅引き上げで、個人消費を引き上げることこそ、コロナ後の日本経済を立て直すもっと重要な経済施策です。

私たちは一貫して「雇用も生活も守る」「最低賃金の円滑な引き上げには中小企業支援策が欠かせない」と主張してきました。コロナによる「自粛と補償はセット」と同様に、「最賃制度改善と中小企業支援はセット」です。法整備と行政の力で、中小企業でも大幅な最低賃金引き上げが可能となるよう、直接的な助成金をも含めた中小企業支援策の大幅な拡充・強化を求めるものです。

4. 地域経済の発展を阻害する最賃の地域間格差

全労連は、47都道府県中27都道府県で生計費調査を行い、埼労連も同様の調査を実施しています。この全国的な調査では、独身の若者一人の生活費は月額22~26万円が必要です。時間給で1600円~1700円(月150時間で計算)となります。昨年の最賃平均は時間給930円と全労連調査の最低生計費調査と比べて500円以上低いものになっています。

最低賃金の大幅引き上げは、非正規労働者だけでなく、官民を問わず正規労働者の初任給賃金を引き上げることになり、日本全体の賃金

の底上げにつながるようになります。

いま、必要なのは「労働者の大幅賃金引上げ、とりわけ最低賃金の全国一律による大幅な引き上げは労働者・国民の消費購買力を促進し、内需拡大によって日本経済が活性化する」ことです。

このことはもはや動かしがたい事実です。こうした中で、現行の最低賃金が地域的に格差のあること、この「差別賃金」を是正することも大きな課題です。

日本経済の活性化は都市部集中であってはならず、地域経済の発展を促すようにしなくてはなりません。そのためにも全国一律で最低賃金を大幅に引き上げ、地域に労働力を確保することが重要であると考えられるものです。

5. 労働側委員の任命について

これまでも意見を述べていますが、埼玉地方最低賃金審議会の労働者側委員の任命に当たっては、特定の潮流に偏ることなくローカルセンターの構成に応じて任命することを要望します。

使用者代表の委員は構成する主要な団体から任命されているにもかかわらず、労働側委員は連合とその加盟組織からの推薦のある者のみが労働者代表のメンバーとして任命されています。ILOの条約勧告適用専門家委員会報告（日本案件）でも指摘されています。

広く意見を求める事からも、構成する労働団体の比率に応じて労働者委員の任命を行うことを求めます。以上

また、埼玉弁護士会から「改めて最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」が提出されておりますので、資料をご覧くださいと存じます。

また、埼玉県労働組合連合会より「最低賃金を1500円に引き上げ、実効性のある中小企業支援を求める要請書」の署名が36,488筆届いております。こちらに置いてあるものが現物です。

土屋会長

では、意見聴取はここまでとします。

議題2は、特定最低賃金の改正に関する必要性の有無の諮問についてです。事務局から説明してください。

賃金室長

資料No.3をご覧ください。非鉄金属、電子部品、輸送用機械、光学機械、自動車小売の各関係労働団体から特定最賃の改正に関する申出があり、申出要件について審査をしたところ、いずれも1/3以上の協約適用又は合意という要件を満たしていることを確認いたしました。そのため、本日最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただくことといたしました。

土屋会長 では、諮問をお願いします。

(労働基準部長から土屋会長に諮問文を手交)

土屋会長 事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金室長 諮問文を読み上げます。埼労発基0728第1号。令和4年7月28日。埼玉地方最低賃金審議会会長 土屋 直樹 殿。埼玉労働局長 久知良 俊二。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)。最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別表のとおり下記5件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。記 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号) 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号) 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号) 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号) 5 埼玉県自動車小売業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号) 裏面の読み上げは省略させていただきます。

土屋会長 それでは、次回の審議会で各特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議することといたします。
議題3はその他についてです。委員の皆様から何かありますか。
また、事務局からは何かありますか。

賃金室長 例年であれば、改定額の目安の伝達を行う時期ですが、本日まで、中央最低賃金審議会より目安額が示されておられません。また、次回開催予定となっている8月1日にも目安の伝達が行えない可能性もあり、その際の8月1日の開催についてご協議をお願いします。

土屋会長 埼玉県最低賃金については、中賃における目安も参考にしつつ審議していることから、仮に目安が示されなかった場合は、次回開催日を8月3日としたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

土屋会長 ありがとうございます。会議は全て終了いたしました。
次回審議会は、8月3日に開催します。議題は、目安の伝達、及び

特定最低賃金の改正の必要性についての関係労使からの意見聴取等を事務局の代読により行う予定です。

なお、会議及び議事録は公開いたします。

本日の審議会はこれで閉会とします。

— 了 —